

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 県立自然公園の公園事業を変更した件 六〇
 - 遊漁規則について認可した件十件 六〇
 - 道路の区域を変更する件二件 六〇
 - 道路の供用を開始する件 六〇
 - 都市計画事業を認可した件 六〇
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 六〇
 - 落札者を決定した件 六〇
 - 一般競争入札を行う件 六〇

告 示

福島県告示第七百六十四号

福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、次に掲げる県立自然公園の公園事業を次のとおり変更した。

変更後の公園事業の位置又は区間を表示した図面は、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県中地方振興局県民環境部県民生活課において縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

県立自然公園名	変更後の公園事業	位置又は区間
阿武隈高原中部県立自然公園	湯平・持藤田線道	田村市都路町五十人山地内
然公園	路（歩道）	

（自然保護課）

福島県告示第七百六十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、久慈川第一漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
久慈川第一漁業協同組合 東白川郡矢祭町大字東館字館本五十二番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第十二号（久慈川）
- 三 変更の内容
第七条第一項の表あゆの項中「二、五〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表うぐい、やまめ、こいの項中「一、五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年一月一日

（水産課）

福島県告示第七百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、会津非出資漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
会津非出資漁業協同組合 会津若松市北会津町三本松字中大川向二十七番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第十九号（大川）
- 三 変更の内容
第七条第一項の表あゆの項中「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ、うなぎの項中「七〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年四月一日

（水産課）

福島県告示第七百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、南会津非出資漁業協同組合内共第二十号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
南会津郡非出資漁業協同組合 南会津郡下郷町大字豊成字下モ六千三百七十番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十号(大川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表こい、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめの項中「二、五五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表あめの項中「二、六〇〇円」を「四、二〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年四月一日

(水産課)

福島県告示第七百六十八号

- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、沼沢漁業協同組合内共第二十二号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。
- 令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
沼沢漁業協同組合 大沼郡金山町大字中川字大田面千四百八十八番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十二号(沼沢湖)
- 三 変更の内容
第七条第一項ただし書中「五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年一月一日

(水産課)

福島県告示第七百六十九号

- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、野尻川非出資漁業協同組合内共第二十三号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。
- 令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
野尻川非出資漁業協同組合 大沼郡金山町大字玉梨字横井戸二千七百九十八番地の
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十三号(野尻川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表あめの項中「二、八〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表いわな、やまめ、うぐいの項中「一、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年一月一日

(水産課)

福島県告示第七百七十号

- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、南会津西部非出資漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。
- 令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
南会津西部非出資漁業協同組合 南会津郡南会津町山口字堀田七百七十番一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十五号(伊南川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表あめの項中「三、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表いわな、やまめ、うぐいの項中「一、六〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年一月一日

(水産課)

福島県告示第七百七十一号

- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、檜枝岐村漁業協同組合内共第二十六号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。
- 令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
檜枝岐村漁業協同組合 南会津郡檜枝岐村字見通千五百五十五番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十六号(檜枝岐川・只見川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表中「四、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和二年九月三十日

(水産課)

福島県告示第七百七十二号

- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、檜枝岐村漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。
- 令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
檜枝岐村漁業協同組合 南会津郡檜枝岐村字見通千五百五十五番地一

- 二 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大島湖・奥只見湖・只見川）
- 三 変更の内容 第七条第一項の表中「四、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和二年九月三十日

（水産課）

福島県告示第七百七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所 伊北地区非出資漁業協同組合 南会津郡只見町大字只見字田中千二百十五番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大島湖・奥只見湖・只見川）
- 三 変更の内容 第七条第一項の表中「四、七二五円」を「四、八〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和二年九月三十日

（水産課）

福島県告示第七百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、魚沼漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和二年九月三十日次のとおり認可した。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所 魚沼漁業協同組合 新潟県魚沼市佐梨千百五番地十六
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大島湖・奥只見湖・只見川）
- 三 変更の内容 第八条第一項の表中「四、七二五円」を「四、八〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和二年九月三十日

（水産課）

福島県告示第七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町吉沖字 亀ヶ台一九一九番地先 から 同 市塩川町四奈川 字西鏡百三三番地先ま で	変更前	一〇・六 三三・五	一、〇二〇・〇
		変更後	一〇・六 三三・五	一、〇二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和二年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道只見停車場線	南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇二九番一 地先から 同 郡同 町大字只見字雨堤一〇三九番一 地先まで	変更前	九・九 一四・二	一七九・五
		変更後	一三・六 三三・四	一七九・五

（道路計画課）

福島県告示第七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町吉沖字亀ヶ台一九番地先から 一九番地先から 同 市塩川町吉沖字亀ヶ台一九番地先まで 喜多方市塩川町吉沖字細田二八六七番二地先から 同 市塩川町四奈川字鏡の町一三九九番地先まで	令和二年二月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第七百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 令和二年十一月二十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 双葉郡双葉町のうち、大字長塚字原田、蛭子堂及び深谷の各一部の区域
大字下羽鳥字益田の一部の区域

(まちづくり推進課)

福島県告示第七百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 中野地区一団地の復興再

生拠点市街地形成施設

- 三 事業認可の年月日 平成二十九年七月二十一日
- 四 事業施行期間 平成二十九年七月二十一日から令和四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第七百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年十一月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 平成三十年七月三十一日
- 四 事業施行期間 平成三十年七月三十一日から令和六年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第254号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年11月20日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁舎の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
67,925,337円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年9月1日

（施設管理課）

公告第255号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年11月20日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルルーター 131台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年3月15日（月）
 - (4) 納入場所 福島県土木部技術管理課
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月14日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年12月14日（月）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間

- 3に掲げる場所において令和2年11月20日（金）から同年12月14日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年11月30日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年11月30日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年1月13日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年1月12日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Router 131 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 13 January 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 12 January 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413
- （入札用度課）